

ないまま放置すると、更に相続が発生することで、相続人（子・孫・ひ孫等）の数が次第に増えてしまい、誰が相続するのか話し合って決めることが難しくなってしまうおそれがあり、自分の子孫等に手間と費用をかけさせてしまう結果となります。

また、相続登記をしていないと、次のような様々な問題が発生することがあります。

- ・土地を売って現金化したいが、土地の名義が曾祖父名義のため、すぐに所有権移転登記ができない。
- ・空き家を有効利用したいが、所有者が分からず交渉できない。
- ・山林の所有者が分からず、山が荒廃している。
- ・所有者との連絡が取れず、災害復旧やまちづくりのための事業等の緊急性のある工事が遅れる。

このようなトラブルを未然に防ぐためにも、早めに相続登記をしましょう。

現在、法務局では、司法書士や土地家屋調査士と連携して相続登記が未了の土地や建物を解消し、増やさないための取組（相続登記促進）を行っています。

固定資産税（償却資産）の申告について

■申告の必要な方

商店・農業・漁業・サービス業などの事業を営んでおられる会社や個人の方

※事業を廃止・休業された場合も申告は必要です。

■償却資産とは

事業用の機械・器具・備品等

■申告書について

以前から申告されている方には、12月下旬に申告書を送付いたします。今回が初めてとなる方は、申告書を送付いたしますのでご連絡ください。

※課税標準の特例（太陽光発電設備や船舶など）や課税免除の適用（旅館・製造業など）を受ける場合には別途書類が必要となりますのでご相談ください。

ご不明な点、詳しい内容は、税務課 課税第2班までお問い合わせください。

■注意点

- ・確定申告の減価償却とは別の申告となります。
- ・国税申告書（確定申告）等の調査により修正申告をさせていただく場合がありますのでご注意ください。

■申告期限 平成29年1月31日(火)

■提出先 税務課 課税第2班または各総合支所・出張所

■問い合わせ 税務課 課税第2班

☎0820(74)1008

特設人権相談所

◆日時 1月16日(月) 午前9時30分～正午

◆場所 大島庁舎

◆相談内容 差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する問題

◆相談員 人権擁護委員

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505

※悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります。

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのために、「未来につながる相続登記」をしましょう。

■問い合わせ
山口県司法書士会
☎083(924)5220
山口地方法務局柳井出張所
☎0820(22)5220

密輸に関する情報提供を!
門司税関では12月を『年末特別警戒期間』と定め、密輸の取締りおよび情報収集を強化しています。

に関する情報」が、密輸摘発の貴重な手掛かりとなっております。不審な話や「うわさ」を耳にされたら連絡をお願いします。

■密輸フリーダイヤル
☎0120(461)961
■問い合わせ
岩国税関支署
☎0827(21)7138

凧あげは電線のない広いところで!
もし凧が電線にかかったら、自分で取ろうとせず、中国電力へお知らせください。

電線には、絶対に触らないでください。

■連絡先
中国電力(株)柳井営業所
☎0120(616)318

催し

午後2時～3時30分
※午後1時30分から受け付け

■対象 町内外を問わず、どなたでも参加できます。

■参加費 無料

■募集定員 50名(先着順)

■場所 東和総合センターふるさと研修室(平野)

■申し込み 社会教育課
☎0820(78)2205